

テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）を創設しないよう求める意見書

政府は、「共謀罪」の名称をテロ等組織犯罪準備罪に変え、テロ対策のために「国際組織犯罪防止条約の批准に共謀罪が必要」としているが、この条約は国際的なマフィアなどを取り締まるための条約で、日本ではこの条約を批准するための立法は各種整備されており、新たな立法は必要ないと考えます。また、テロ関連条約も13本を批准しており、未遂に至らない段階から処罰できる国内の法律も整っています。

つまり、国際的なレベルや要請から見ても、日本に特段新たな「共謀罪」が求められる状況にはないものと考えます。

安倍内閣が提出しようとしている「共謀罪」は国民の強い反対の声で過去3度、廃案となった法律とほとんど同じものであり、テロとは関係がないと思われる法律や、広く市民生活にかかわる犯罪も含め277もの犯罪を「共謀罪」の対象とすることは、市民生活を萎縮させる恐れが多大にあると考えます。「共謀罪」は犯罪を犯した者を罰するという刑法の基本理念を根底から覆し、憲法が保障する市民の表現、思想、内心の自由を大きく侵害し、監視社会へつながる恐れが払拭できません。

よって、当議会は、テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設に反対する意見書を地方自治法第99条に基づき提出します。

平成29年3月21日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

内閣総理大臣・法務大臣・衆議院議長・参議院議長